

I G L ナーシングホーム信愛の郷

(指定介護老人福祉施設)

運 営 規 程

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 社会福祉法人 I G L 学園福祉会が設置運営する特別養護老人ホーム I G L ナーシングホーム信愛の郷（指定介護老人福祉施設）（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の職員が要介護状態にある高齢者（以下「入居者」という。）に対し、適正な介護老人福祉施設サービス（以下「施設サービス」という。）を提供することを目的とする。

(運営方針)

第 2 条 施設サービスの実施に当たっては、入居者の意思及び人格を尊重して、常に入居者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

2 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、入居者の居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

3 施設サービスの実施にあたっては、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4 施設は、施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称等)

第 3 条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 I G L ナーシングホーム信愛の郷
- (2) 所在地 広島市南区本浦町 8 番 39 号

(入居定員)

第 4 条 施設の入居定員は次のとおりとする。

- (1) 90 名（9 ユニット）
- (2) ユニットごとの入居定員 10 名

第 2 章 職員及び職務

(職員の職種及び定数)

第 5 条 施設に次の職員をおく。

施設は、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備又は運営に関する基準」等により示された所定の職員を満たした上で、下記のように配置するものである。

- (1) 施設長 1名（常勤）
- (2) 医師 1名以上（非常勤）
- (3) 生活相談員 1名（常勤）
- (4) 介護職員 42名以上
- (5) 看護職員 3名以上
- (6) 管理栄養士 1名（常勤）
- (7) 機能訓練指導員 1名（常勤）
- (8) 介護支援専門員 1名（常勤）
- (9) 事務職員 1名以上

2 前項に定めるもののほか必要に応じ、その他の職員をおくことができる。

3 職種により他の職務との兼務ができる。

（職員の職務内容）

第6条 職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) 医師は、入居者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- (3) 生活相談員は、入居者の生活指導、面接、調査ならびに入居者の介護、行事等の企画及び実施に関することに従事する。
- (4) 介護職員は、入居者の日常の介護相談及び援助に従事する。
- (5) 看護職員は、入居者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
- (6) 管理栄養士は、入居者の栄養指導を行い、調理員を指導して調理業務に従事する。
- (7) 機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能の回復及びその減退を防止するために訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、入居者の介護認定更新時の申請代行及び施設介護サービス計画原案の作成をすると共に、介護職員にサービス計画作成の指導をする。
- (9) 事務職員は、庶務及び会計事務、施設内外の環境整備に従事する。

第3章 入居及び退居

（重要事項の説明等）

第7条 施設は、施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、施設サービスの提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

（受給資格等の確認）

第8条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格・要介護認定の有無および要介護認定の有効期間を確認することとする。

2 施設は、前項の被保険者証に法第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されている時は、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するように努めることとする。

（面接調査及び検診）

第9条 施設長、生活相談員、介護支援専門員及び医師は、新たに入居した者について、その生活歴、心身の状況、病歴等の把握及び入居時検診を行ない、これを記録しておくものとする。

(入 居)

第10条 施設は、身体上または精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、施設サービスを提供する。

2 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒まない。

3 施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合やその他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介するなどの適切な措置を速やかに講ずることとする。

4 施設は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

(退 居)

第11条 施設は、入居者に次の事由が生じた場合は、入居者及び保証人に対し、その事由を付して契約の解除又は終了することができるものとする。

(1) 入居者から退居の申し出があったとき

(2) 入居者が死亡した場合

(3) 入居者が要介護認定において自立又は要支援と認定された場合

(4) 入居者が、利用開始時に入居者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果利用継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(5) 入居者が連続して3か月を超えて病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合

(6) 入居者が介護老人保健施設等、介護施設に入居した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

(7) 入居者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な施設サービスの提供を超えると判断された場合

(8) 入居者及び保証人が、第30条に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払を督促した日から10日以内に支払われない場合

(9) 入居者が、当施設の職員又は他の入居者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

(10) 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(葬儀の執行)

第12条 やむを得ない事由により措置入居となった入居者が死亡し、葬儀を行なう者がいないときは、施設長は葬祭の委託を受け、葬儀を行なうことができる。

第4章 入居者に対するケアについて

(基本原則)

第13条 入居者一人ひとりの望む生活、その人らしい暮らしの継続に向けて今までの生活を尊重し、生活意欲を引き出し自立支援に向けてのケアサービスの提供に努める。

(日 課)

第14条 1日及び週間スケジュール及び年間行事予定表を作成し、入居者の生活がメリハリのあるものとなるようにする。

(日常生活指導)

第15条 施設長、生活相談員及び介護職員は、入居者との個別面接、相談の場を積極的につくり、親愛の

- 情をもって入居者の生活指導を行なうよう心掛け、日常生活を有意義なものとするよう努めるものとする。
- 2 入居者のケアにあたっては、入居者の年齢、性格、生活歴及び心身の状態、個人因子、環境因子に着目し、入居者の持つ強みに着目したサービス計画を作成し実施する。

（社会生活上の便宜の供与）

- 第16条 施設長、生活相談員及び介護職員は、入居者の嗜好に応じた趣味、特技、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自立的に行うこれらの活動を支援するものとする。
- 2 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、入居者等が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、施設が代わって行うことができる。
- 3 入居者の家族との連携を図るとともに、交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

（食事の提供）

- 第17条 入居者には1日3回食事を提供するものとする。
- 2 食事は身体の状態及び嗜好を十分に考慮し、多職種協働により入居者ごとに栄養状態をアセスメントし、個々人の嚥下機能に着目した食物の形状等を含めた栄養ケア計画の策定とこれに基づく栄養管理、定期的な評価等を行い、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供するものとする。
- 3 管理栄養士は、栄養ケアマネジメントを実施し、前項の趣旨に基づいて献立を作成し、食材の品名及び数量を記録整備しておくものとする。

（衛生管理）

- 第18条 施設長、医師、看護職員及び介護職員は、常に入居者の健康の状態を把握し、その健康保持のため、次の各号に定める事項を実施するものとする。
- （1） 衛生知識の普及指導
- （2） 年2回以上の大掃除
- （3） 月1回以上の消毒
- （4） 週2回以上の入浴または清拭
- （5） 月1回以上の調髪
- （6） 感染症の予防に努め、発生した場合はまん延しないよう必要な措置
- （7） その他必要なこと

（健康管理）

- 第19条 施設長、医師及び看護職員は、常に入居者の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録しておくものとする。
- 2 入居者が負傷または軽度の疾病にかかったときは、施設内の診療所で治療を行なう。
- 3 入居者が入院治療を必要とすることとなった場合は、協力病院等に依頼するものとする。

（高齢者虐待防止のための措置）

- 第20条 施設は、入居者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員及び施設長に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。
- （1） 虐待防止に係る措置を適切に実施するための責任者は施設長を充てる。
- （2） 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- （3） 虐待防止のための指針を整備する。
- （4） 虐待防止のための研修を定期的に実施する。

(5) 施設運営に当たっては、次に掲げる事項に留意する。

ア 組織運営の健全化

- (ア) 介護の理念、事業所の運営方針を明確化し、職員間で共有する。
- (イ) 個々の職員の職位・職種ごとの責任や役割を明確化する。
- (ウ) サービスの自己評価を実施し、入居者、家族等との情報共有を図る。

イ 職員の負担やストレスへの対応

- (ア) 適時作業手順を見直し、柔軟に人員配置の工夫をする。夜勤者は、長時間労働を避け負担の軽減を図る。
- (イ) 衛生委員会を設置し、職員のストレスの把握、職員間の声掛け、悩み相談のできる体制をつくる。

ウ チームアプローチ、職員間の連携

- (ア) ケースは担当制とし、役割を明確化する。
- (イ) 申し送り、ミーティングにおいて、情報共有、ケア方針の決定をする。

エ 職業倫理、法令遵守の意識の啓発

- (ア) 定期のモニタリングにおいて、提供しているケアが入居者本位のケアであるかを検証する。
- (イ) 朝礼や職員会議において、目標とする介護の理念を職員間で共有し、福祉職としての意識を高める。

オ ケアの質の向上

- (ア) アセスメント結果に基づき、24時間シートを作成し個別の生活スタイルを尊重したケアを提供する。
- (イ) 介護支援専門員は、職員に施設サービス計画の指導をし、入居者の意向を重視した実践技術を高め、自立支援に資するサービスの提供をする。
- (ウ) アセスメントの活用方法について具体的、実践的な技術を習得する。
- (エ) 認知症や各種障害等の理解、最新の介護技術の習得のための研修の実施、研修の機会を確保する。

カ 家族会や運営推進会議において、高齢者虐待の理解促進のための支援や啓発活動を実施する。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村等関係機関に通報するものとする。

（身体の拘束等）

第21条 身体拘束は、入居者の生活の自由を制限することであり、入居者の尊厳ある生活を阻むものである。施設は、入居者の尊厳と主体性を尊重するとともに、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識をもち、身体拘束をしない介護を実践する。

2 施設は、身体拘束の廃止に向けて関係職員が幅広く参加できるケアカンファレンス等を実施する。

3 本人又は他の入居者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、関係職員を中心に十分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が、高い場合で切迫性・非代替性・一時性の3要素の全てを満たした場合のみ行うこととし、本人又は家族への説明と同意を得る。

4 前項の本人・家族への説明と同意に当たっては、拘束の必要な理由、方法、時間帯、解除予定日等を記載した書面により行なう。

5 身体拘束を行った場合は、その状況についての経過観察記録を作成するとともに経過について本人又は家族へ説明する。

6 身体拘束解消後においても、身体拘束の妥当性の検証作業を実施するとともにその記録を作成する。

（緊急時等における対応方法）

第22条 介護サービスを実施中、入居者に転倒、転落、誤飲、誤薬、無断外出等の事故が発生した場合は、次のとおり対応する。

- （1）必要に応じて主治医に連絡し、その指示に従う。
- （2）家族等へ事故の内容、状況を報告する。
- （3）必要に応じて警察へ連絡する。
- （4）状況を事故発生連絡票に記入し、保険者及び広島市に連絡する。
- （5）事故発生の原因を解明し、再発防止策を講じる。
- （6）事業所の介護サービスの提供に起因する事故の場合は、速やかに損害賠償する。

第5章 入居者の守るべき規律

（自己選択の生活と共同生活の尊重）

第23条 入居者は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活であることを深く認識し、施設の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

（外出及び外泊）

第24条 入居者は、外出（職員同行以外の）または外泊しようとするときは、その都度外出先、外泊先、用件、施設への帰着予定時間等を施設長へ届け出るものとする。

（面 会）

第25条 家族等は入居者と面会しようとするときは、面会簿に記入の上、職員に申し出て面会するものとする。また、施設長は、特に必要があるときは、面会の場所や時間を指定することができるものとする。面会時に持参した物品、食品、薬等は、必ず職員に伝えるものとする。

（健康保持）

第26条 入居者は努めて健康に留意し、施設内で行なう健康診断は、特別の理由がない限り、これに従うものとする。

（衛生保持）

第27条 入居者は施設内の清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心がけ施設に協力するものとする。

（身上変更の届出）

第28条 入居者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出るものとする。

（施設の利用にあたっての留意事項）

第29条 施設の利用にあたっては、次の事項を遵守すること。

- （1）けんか、口論又は暴力等他人の迷惑になることをしないこと。
- （2）火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外では喫煙しないこと。
- （3）施設の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為はしないこと。
- （4）建物、備品その他の器具を破損若しくは持ち出さないこと。
- （5）その他この規程で定められていること。

第6章 利用料その他の費用

（利用料その他の費用の額）

第30条 入居者負担の利用料、その他の費用の額は以下とおりとする。

- （1） 指定介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定介護老人福祉施設サービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証の割合に応じた額とする。
- （2） 前項に定めるもののほか、居住費、食費、日用品費、理美容代、家族会費、行事費用、私物の電気代、嗜好品代、その他の費用等利用料を、別紙料金表により支払いを入居者から受ける事ができる。なお、「居住費」及び「食費」について、介護保険負担限度額の認定を受けている入居者の場合、その認定証に記載された金額と施設設定金額とどちらか低い額とする。
- （3） 前項の費用の支払いを受ける場合には、入居者又は連帯保証人に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合にも、同様に同意を得るものとする。
- （4） 別紙ⅠGL ナーシングホーム信愛の郷利用料金表の通り定める。

（損害賠償）

第31条 入居者は、故意または過失によって施設に損害を与えたときは、その損害を賠償し、または原状に回復するものとする。

2 損害賠償の額は、入居者の収入及び事情を考慮して決定する。

第7章 非常災害対策

（非常災害対策）

第32条 施設は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 施設長または防火管理者は、非常その他急迫の事態にそなえ、とるべき措置についてあらかじめ対策をたて、少なくとも半年に1回避難、救出その他必要な訓練を行なうものとする。

第8章 雑 則

（守秘義務及び個人情報の保護）

第33条 職員に対して、職員である期間及び職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た入居者又は、その家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、職員が本規程に反した場合は、損害に対して相当の責任を負うものとする。

（業務継続計画の策定等）

第34条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第35条 施設は、地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、各ユニットの入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。

2 施設は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を、施設内に掲示する。

3 介護に関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人 I G L 学園福祉会と当施設の施設長との協議に基づいて定めるものとする。

(改 正)

第36条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人 I G L 学園福祉会理事会の議決を経るものとする。

(施 行)

第37条 この規程は、令和5年3月1日から施行する。

附 則

1 この規程の一部を、令和6年4月1日から改定する。